

扶桑町国民健康保険税 簡易試算シート(令和4年度)

- ・ 下記結果はあくまでも簡易的な試算であり、実際の保険税額と異なる場合があります。
- ・ 年齢が65歳以上で且つ年金を年間120万円以上受給されている方、特定同一世帯所属者、分離課税所得(土地・株式の譲渡所得等)のある方、専従者控除又は専従者給与のある方がみえる世帯や低所得による軽減対象世帯では実際の保険税額と異なる場合があります。
- ・ 年度途中で国保に加入・脱退されたり、40歳・65歳の誕生日を迎える方が世帯内にみえる場合には、実際の保険税額とは異なります。

お名前	年齢 40歳～64歳の方…点線枠部分も計算が必要です。 それ以外の方…点線枠部分の計算は不要です。	A 前年所得金額 (所得の算出は次頁を参照)	B 前年所得金額－43万円 (Bが0円以下の場合は0円)
①		A①	B①: A①-43万円
②		A②	B②: A②-43万円
③		A③	B③: A③-43万円
④		A④	B④: A④-43万円

C 所得割 医療給付費分	D 所得割 後期高齢者支援金分	E 所得割 介護納付金分
C① B①×6.55%	D① B①×1.95%	E① B①×1.65%
C② B②×6.55%	D② B②×1.95%	E② B②×1.65%
C③ B③×6.55%	D③ B③×1.95%	E③ B③×1.65%
C④ B④×6.55%	D④ B④×1.95%	E④ B④×1.65%
C計 C①+C②+C③+C④	D計 D①+D②+D③+D④	E計 E①+E②+E③+E④

F 均等割 医療給付費分	G 均等割 後期高齢者支援金分	H 均等割 介護納付金分
加入人数(未就学児除く)×26,200円	加入人数(未就学児除く)×7,500円	40歳～64歳の加入人数×8,500円
未就学児数×13,100円	未就学児数×3,750円	

I 平等割 医療給付費分	J 平等割 後期高齢者支援金分	K 平等割 介護納付金分
19,800円	5,700円	5,000円

L 医療給付費分小計	M 後期高齢者支援金分小計	N 介護納付金分小計
C計+F計 +I(65万円を超える場合は65万円)	D計+G計+J(20万円を超える場合は20万円)	E計+H+K(17万円を超える場合は17万円)

O 年間保険税額	P 1月あたりの保険税額
L+M+(N:40歳～64歳の方がみえる場合のみ)	O÷12

所得金額について

① 給与所得の源泉徴収票をお持ちの方

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に書かれた金額が所得金額となります。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)も併せてご覧ください。)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)					
		氏名		フリガナ		氏名					
		氏名		フリガナ		氏名					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額							
内	千	円	千	円	千	円	千	円			
(源泉)控除対象配偶者		配偶者(数)		控除対象扶養親族の数		16歳未満		障害者の数		非居住者	

② 年金を受給されている方

公的年金等に係る雑所得の所得金額は、下記の表により算出します。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>)も併せてご覧ください。)

公的年金等に係る雑所得の金額 = 公的年金等の収入金額の合計額(a) × 割合(b) - 控除額(c)

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	割合(b)	控除額(c)
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

所得税の確定申告③が不要な範囲で年金②と給与①を得ている場合、所得金額は①と②の合計となります。

③ 確定申告書(控)をお持ちの方

「所得金額」の「合計(申告書Aは⑧、申告書Bは⑫※)」欄に書かれた金額が、所得金額となります。

令和 年 月 日 令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A [FA2001]

住所 (又は居所) フリガナ 氏名 生年月日 電話番号

令和 年 月 日 令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 B [FA2201]

住所 フリガナ 氏名 職名 役名・職種 事業主の氏名 事業主との続柄

収入金額等		所得金額等	
給与	⑦	課税される所得金額 (⑧ - ⑮)	000
公的年金等	①	上の⑧に対する税額	
雑業務	②	配当控除	00
その他	③	放免等特別控除	
配当一時	④	住宅前妻改修特別控除等	
給与	①	災害減免額	
公的年金等	②	復興特別所得税額	
雑業務	③	所得税及び復興特別所得税の額 (⑳ + ㉑)	
その他	④	外国税額控除等	
⑤から⑦までの計	⑥	源泉徴収税額	
配当一時	⑦	申告納税額 納める税金	00
合計 (①+②+③+④)	⑧		

収入金額等		所得金額等	
事業	①	課税される所得金額 (⑫ - ㉑) 又は第三表上の⑫に対する税額 又は各三表の⑫	000
不動産	②	配当控除	00
給与	③	放免等特別控除	
配当	④	住宅前妻改修特別控除等	
公的年金等	⑤	災害減免額	
雑業務	⑥	復興特別所得税額	
その他	⑦	所得税及び復興特別所得税の額 (⑳ + ㉑)	
⑧から⑩までの計	⑩	外国税額控除等	
給与	⑪	源泉徴収税額	
公的年金等	⑫	申告納税額 納める税金	00
雑業務	⑬		
その他	⑭		
⑮から⑰までの計	⑰		
合計 (⑮+⑯+⑰)	⑱		

※ 申告書Bで土地や株式など分離課税所得がある場合は、扶桑町住民課までお尋ねください。